

## キャリアアップ助成金のご案内

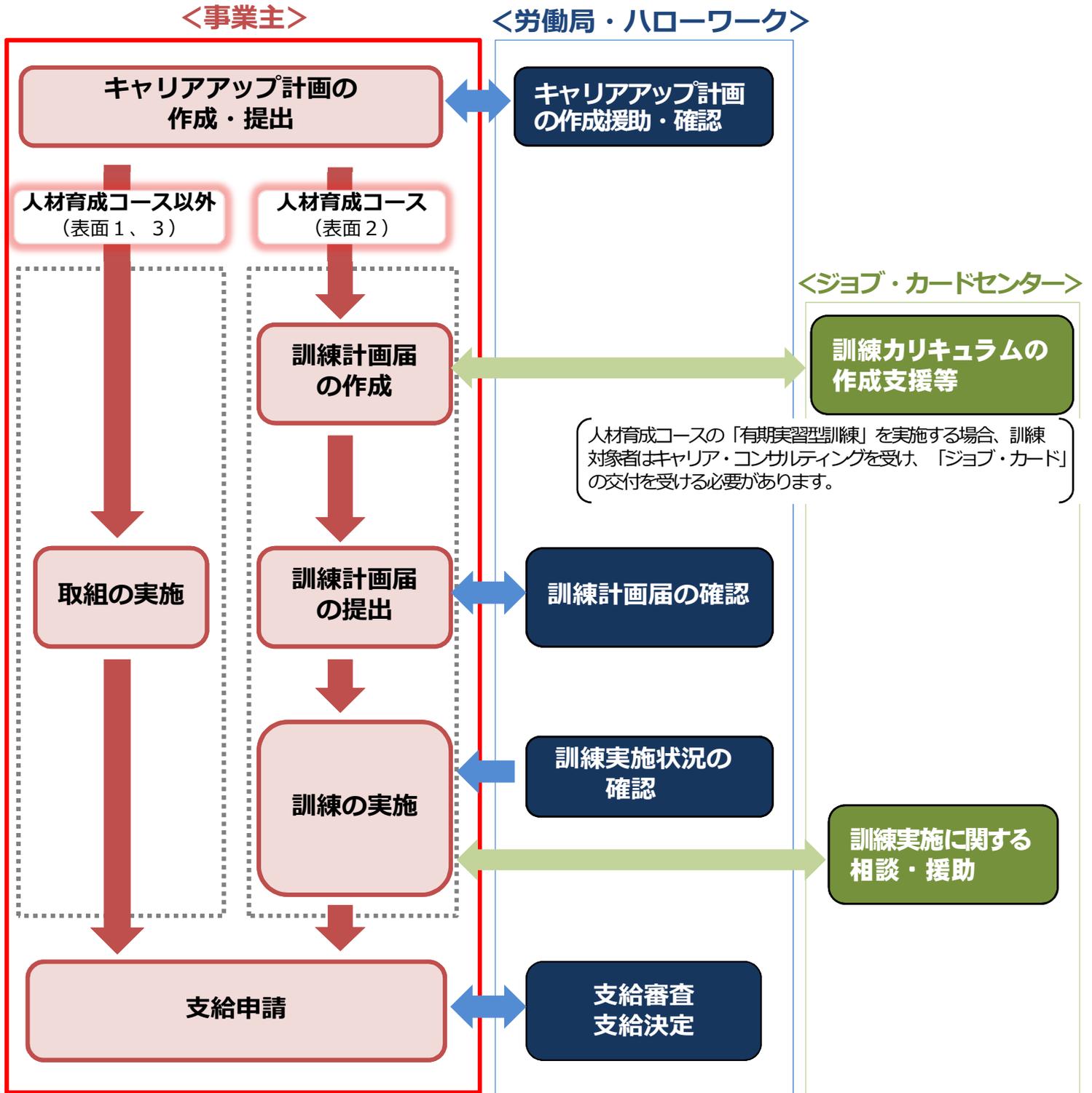
助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額
<b>1 正社員化コース</b>	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用労働者・多様な正社員等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>60万円 (45万円)</b> ②有期→無期：1人当たり <b>30万円 (22.5万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円 (22.5万円)</b> ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり <b>40万円 (30万円)</b> ⑤無期→多様な正社員：1人当たり <b>10万円 (7.5万円)</b> ⑥多様な正社員→正規：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
<b>2 人材育成コース</b>	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> (Off-JT) ・ <b>有期実習型訓練</b> (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)を行った場合	<b>Off-JT《1人当たり》</b> 賃金助成：1時間当たり <b>800円 (500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 <b>30万円 (20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 最大 <b>50万円 (30万円)</b> ※実費を限度 <b>OJT《1人当たり》</b> 実施助成：1時間当たり <b>800円 (700円)</b>
<b>3 処遇改善コース</b>	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① <b>すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額</b> させた場合 ② <b>正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用</b> した場合 ③ <b>週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用</b> した場合	①賃金規定等改定 ・ <b>すべての賃金規定等改定</b> ： 対象労働者数が 1～3人： <b>10万円 (7.5万円)</b> 4～6人： <b>20万円 (15万円)</b> 7～10人： <b>30万円 (20万円)</b> 11～100人： <b>3万円 (2万円)</b> ×人数 ・ 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定 対象労働者数が 1～3人： <b>5万円 (3.5万円)</b> 4～6人： <b>10万円 (7.5万円)</b> 7～10人： <b>15万円 (10万円)</b> 11～100人： <b>1.5万円 (1万円)</b> ×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・ 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b> ・ 共通の賃金規定等の導入・適用： 1事業所当たり <b>60万円 (45万円)</b> ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b>

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ お問い合わせ下さい ☆